

告 示

埼玉県告示第三百四十号

令和二年埼玉県告示第二百九十六号（建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料等のうち住宅部分の共用部分の床面積を除く建築物）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大 野 元 裕

告示中「別表都市整備部の項第二百一十一号金額の欄イ」を「別表都市整備部の項第二百二十三号金額の欄イ」に改める。